

平成30年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、町会が地域住民への情報の発信等に活用している掲示板の設置等に要する経費の一部を補助することにより、地域住民の福祉増進及び地域活動の活性化を図るため、平成30年度予算の範囲内において、弘前市町会掲示板設置等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会 平成30年度弘前市町会等事務費交付金交付要綱（平成30年弘前市告示第268号）第2条の町会等をいう。
- (2) 掲示板 町会（以下「補助事業者」という。）が地域住民への情報発信等の手段としてポスター、文書等を掲示するため、屋外に設置する工作物をいう。
- (3) 掲示板の設置等 掲示板の新設工事若しくは建替工事又は修繕をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町会が所有し、維持管理する掲示板の設置等であること。
 - (2) 掲示板の設置場所が私有地の場合にあっては、当該設置場所の使用権原を有していること。
 - (3) 補助金の交付決定後に着手し、交付決定の日が属する年度内に完了する事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する掲示板の設置等については、補助金の交付の対象としない。
- (1) 政治、宗教又は選挙に係る活動を目的とするもの
 - (2) 掲示板の設置等に係り、市の他の補助金又は国、県その他の機関からの補助金の交付を受けた、又は受ける見込みがあるもの
 - (3) 法令、条例等に違反するもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が掲示板の設置等（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費であって、掲示板の新設工事費若しくは建替工事費又は修繕費とする。ただし、既存掲示板の撤去のみ又は移設のみに係る費用は対象外とする。

- 2 当該補助事業に対する協賛金等の収入がある場合は、これを補助対象経費から控除する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1の額又は30,000円のいずれか少ない額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、1年度につき1回に限る。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、平成30年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 掲示板の図面
- (4) 見積書の写し
- (5) 掲示板の設置場所を明示した配置図
- (6) 掲示板の設置場所の使用権原を証明できるものの写し（掲示板の設置場所が私有地の場合に限る。）
- (7) 掲示板の現況を明示した写真（新設の場合を除く。）

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 交付申請の受付期間は、市長が別に定める。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、平成30年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、平成30年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (4) 補助事業の施工中及び完成後の写真

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

- 4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して20日を経過した日又は平成31年3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、平成30年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金交付額確定通知書（様式第11号）とする。

（財産の管理及び処分）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した掲示板についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 規則第20条ただし書の規定により財産処分の制限を受ける期間は、平成36年3月31日までとする。

（補助金の請求等）

第13条 補助金の請求は、平成30年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金請求書（様式第12号）を市長に提出して行うものとする。

- 2 補助金は、口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）

平成 年 月 日

弘前市長 様

所在地
申請者 名称
代表者名

印

平成 3 0 年度弘前市町会揭示板設置等事業費補助金交付申請書

平成 3 0 年度において実施する町会揭示板設置等事業について、補助金の交付を受けた
いので、弘前市補助金等交付規則第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

_____ 円

2 補助金の額の算定根拠

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 揭示板の図面
- (4) 見積書の写し
- (5) 揭示板の設置場所を明示した配置図
- (6) 揭示板の設置場所の使用権原を証明できるものの写し（揭示板の設置場所が私有地
の場合に限る。）
- (7) 揭示板の現況を明示した写真（新設の場合を除く。）

備考

- 1 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長としてください。

担当及び提出先：市民文化スポーツ部市民協働政策課
電話：3 5 - 1 6 6 4

様式第2号（第6条第2項関係）

事業計画書

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の概要（実施計画、事業内容）
- 4 補助事業の期間
- 5 補助事業の遂行により予想される成果（過去において同様の補助金の交付を受けたことがある場合は、当該補助金に係る補助事業により生じた成果も併せて記載すること。）
- 6 補助事業に関する法令等
- 7 その他

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。
- 2 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

様式第3号（第6条第2項関係）

収支予算書

1 収 入

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘 要
市補助金				
計				

2 支 出

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘 要
計				

備考

- 1 摘要欄には、本年度予算額の積算の基礎を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

様式第4号（第7条関係）

平成 年 月 日

弘前市長 様

	所 在 地	
補助事業者	名 称	
	代表者名	印

平成30年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け弘市政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の経費の配分（内容）を変更したいので、平成30年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金交付要綱第7条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 _____ 円
- 3 補助事業の経費の配分（内容）を変更する理由
- 4 補助事業の経費の配分（内容）の変更の内容

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。
- 2 経費の配分を変更する場合は、収支予算書（様式第3号）に準じて作成し、上段に変更後の額を朱書きし、下段に変更前の額を記載してください。

担当及び提出先：市民文化スポーツ部市民協働政策課
電話：35－1664

様式第 5 号（第 7 条関係）

平成 年 月 日

弘前市長 様

補助事業者	所在地 名称 代表者名	印
-------	-------------------	---

理由書

平成 年 月 日付け弘市政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を行うに当たり、工事の施工又は物品の購入等を市内業者に発注しないこととしたいので、平成 3 0 年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金交付要綱第 7 条第 3 号の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

補助事業の名称	
工事の施工又は物品 の購入等の内容	
業者名	
業者住所	
施工額又は購入額等	
理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長としてください。

担当及び提出先：市民文化スポーツ部市民協働政策課
電話：3 5－1 6 6 4

様式第 6 号（第 7 条関係）

平成 年 月 日

弘前市長 様

	所 在 地	
補助事業者	名 称	
	代表者名	印

平成 3 0 年度弘前市町会揭示板設置等事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け弘市政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を中止（廃止）したいので、平成 3 0 年度弘前市町会揭示板設置等事業費補助金交付要綱第 7 条第 4 号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 _____ 円
- 3 補助事業を中止（廃止）する理由
- 4 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長としてください。

担当及び提出先：市民文化スポーツ部市民協働政策課
電話：3 5 － 1 6 6 4

様式第 7 号（第 8 条関係）

弘市政収第 号
平成 年 月 日

様

弘前市長 櫻 田 宏 印

平成 3 0 年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第 6 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、平成 年 月 日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額 _____ 円
- 3 交付の条件
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平成 3 0 年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金事業変更承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
 - (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第 5 号）を提出しなければならない。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平成 3 0 年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出して、その承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 その他
 - (1) 補助事業者は、平成 3 0 年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第 8 号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して 2 0 日を経過した日又は平成 3 1 年 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
 - (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで保管してください。

担当：市民文化スポーツ部市民協働政策課
電話：3 5 － 1 6 6 4

様式第 8 号（第 1 0 条第 1 項関係）

平成 年 月 日

弘前市長 様

	所 在 地	
補助事業者	名 称	
	代表者名	印

平成 3 0 年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書

平成 年 月 日付け弘市政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 _____ 円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第 9 号）
- (2) 収支決算書（様式第 1 0 号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (4) 補助事業の施工中及び完成後の写真

備考

- 1 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めています。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長としてください。

担当及び提出先：市民文化スポーツ部市民協働政策課
電話：3 5 - 1 6 6 4

様式第 9 号（第 10 条第 2 項関係）

事業実績書

1 補助事業の名称

2 補助事業の遂行の概要

3 補助事業の期間

4 補助事業の遂行による成果

5 補助事業に対する補助金の交付の効果

6 その他

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長としてください。
- 2 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

収支決算書

1 収 入 (単位：円)

科 目	本年度収入額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
市補助金				
計				

2 支 出 (単位：円)

科 目	本年度支出額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
計				

備考

- 1 摘要欄には、本年度収入額及び本年度支出額の積算の内訳を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長としてください。

弘市政収第 号
平成 年 月 日

様

弘前市長 印

平成 3 0 年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金交付額確定通知書

標記補助金については、平成 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

記

交付決定額	確定額 (a)	交付済額 (b)	差額 (a)-(b)
円	円	円	円

備考

- 1 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで保管してください。
- 2 後日、市長は上記 1 に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：市民文化スポーツ部市民協働政策課
電話：3 5 - 1 6 6 4

様式第12号（第13条第1項関係）

平成 年 月 日

弘前市長 様

補助事業者 所在地
名称
代表者名 印

平成30年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金請求書

平成 年 月 日付け弘市政収第 号をもって補助金交付額確定の通知を受けた下記補助金について、弘前市会計規則第54条第1項及び平成30年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 補助金の名称 平成30年度弘前市町会揭示板設置等事業費補助金
- 3 補助金の交付決定額 _____ 円
- 4 補助金の交付確定額 _____ 円
- 5 振込口座
- (1) 金融機関及び支店名
- (2) 口座番号
- (3) 口座名義人

備考

- 1 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：市民文化スポーツ部市民協働政策課
電話：３５－１６６４